

令和6年度 第1回成年後見制度利用促進審議会
議 事 要 旨

◎ 開催日時 令和6年8月30日（金曜日）13時30分～15時00分

◎ 開催場所 青梅市役所議会棟3階第2委員会室

◎ 出席者（委員6名、事務局4名）

（委員）

小野会長、山下副会長、小嶋委員、山添委員、諸澤委員、中野委員

（事務局）

杉山健康福祉部長、茂木地域福祉課長、小林地域福祉課庶務係長、小川社会福祉協議会福祉相談係長

◎ 欠席者 田中委員、林委員

◎ 次第

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

（1）成年後見あんしん生活創造事業による報告について【資料1-1、資料1-2】

4 協議事項

（1）令和5年度第3回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料2】

（2）（仮称）青梅市社会福祉審議会について【資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4】

5 その他

◎ 議題（要旨）

3 報告事項

（1）成年後見あんしん生活創造事業による報告について【資料1-1、資料1-2】

会 長 成年後見あんしん生活創造事業による報告について、事務局から説明をよろしくをお願いします。

事務局 報告事項、（1）成年後見あんしん生活創造事業による報告について御説明します。資料1-1を御覧ください。成年後見あんしん生活創造事業の令和6年1月から3月までの状況となっております。こちらの事業は青梅市社会福祉協議会へ委託をしています。適宜抜粋して御説明をいたします。（1）成年後見の関連相談状況ですが、初回相談については電話が圧倒的に多く全体25件中22件を占めている現状です。相談者は、親族が一番多くを占めており、相談の内容には、成年後見制度の制度自体を理解されていない方もいる関係で制度全般に関する相談が多くなっております。（2）法人後見受任状況ですが、こちらも適宜抜粋して説明いたします。被後見人は令和6年3月31日現在、男女ともに8人ずつで合計16人となります。また後見累計は後見が一番が多くなっております。原因障害については、認知症高齢者が16件中14件と一番多くなってます。後見受任の経緯は、市長申立てが多い状況です。令和6年3月31日現在の後見終了件数は男性2名、女性1名の3件となっております。

資料1-2ですが、期間が令和6年4月から7月までの状況となります。初回相談件数は、電話が圧倒的に多く、52件中41件を占めております。相談者も、令和6年1月から3月までの状況と同じように、親族からの相談が一番多くとなっております。また相談者の内訳を「その他」で細分化をしまして、行政と社会福祉協議会が15件と、親族に次いで多くなっております。相談内容に関しましては、一般的な制度利用に関する相談が一番多くを占めております。法人後見受任状況は、大きな変更等はないですが、令和6年7月31日現在、男性が7名に対して女性が9名で合計16人となっております。後見累計は、後見が

16 件中 12 件と多く、原因障害については認知症高齢者が多く、後見受任の経緯についても市長申立てが多くなっております。また、令和 6 年度支援検討会議おうめ検討案件一覧ですが、資料 1-1 にもありますが、それぞれの期間で相談があった内容を簡単に抜粋しています。以上になります。

会 長 ただ今の中で質問や意見等ございましたらどうぞ。

副会長 資料 1-2 の法人後見受任状況の中の認知症高齢者が 13 名で高齢者が 1 名ですが、認知症ではない高齢者で、後見が必要だということは、何らかの問題があるんじゃないかなと思うんですけど教えていただけますか。

事務局 これは虐待の高齢者の方でして、認知症は少しあるのですが、そこまではっきりとした認知症まではいかないということで、このような書き方になっています。虐待案件の方ということで承知おきいただければと思います。

会 長 ありがとうございます。他にはどうでしょう。

委 員 法人後見の受任状況を拝見したのですが、社会福祉協議会以外の例えば弁護士法人とか司法書士とかは受けてはいないですか。

事務局 社会福祉協議会以外で市長申立ての後見を受任している法人はおりません。社会福祉協議会も結構いっぱいいっぱいになっていますが、余力としては以前も申し上げた通り、現状の人員体制だと 20 件前後が限界ではあります。件数だけでなく 1 人 1 人のケースの状況にもよりますが、7 月 31 日現在 16 件ですが、ここから 4 件受任がほぼ決まっています、20 件になる予定です。その中でも負債のある方で、配偶者がいるが、配偶者の理解がなかなか得られなかったりとか、複合的な問題を抱えてるケースもありますので、数で 20 件というとなんか多くないのではないかという印象を抱かれる方も中にはいらっしゃると思うのですが、1 件 1 件のケースで見えていくと、その一件に費やす労力はかなり大きいという印象です。

委 員 ありがとうございます。そうしますと、今後また相談が増えていくとどんな感じですか。市民後見人というのも少し話題になってると思うのですが、多分あんまり進んでいないと思いますし、どのような感じになりそうですか。

事務局 昨年も議論いたしましたが、社会福祉協議会の人員問題があります。人的なところでもいろいろお願いしてる中でありますが、やはり数でなくてその中身については社会福祉協議会ともいろいろ協議させていただきながら進めていく必要もあるかと思います。一方●●委員さんがおっしゃった市民後見人ですとか親族後見についてもなかなか進められてないというところなんです。そういったところは昨年から引き続き皆様からも意見等をいただきながら、青梅市として対応していかなければと考えています。

会 長 関連して、社協の方で引き受ける人数はもうキャパシティがいっぱいになってしまう恐れがあり、その場合、担当職員を増やすということを市は考えるかと思うのですけれどもいかがですか。

事務局 担当職員を増やせばキャパシティの問題は解消できる可能性もありますが、現時点では担当職員を増やすことについては協議していません。今後被後見人の数は増加も見込まれるということで、担当職員の件も含め、どのようにしていったらいいかは考えていかなくはと思います。

副会長 障がい者の人が資料 1 のデータでは多くないのですが、今度青梅市で基幹相談支援センターができるということがあれば、障がい者の方で複雑な相談、例えばこんなケースがあれば基幹相談支援センターの手伝いを受けながら対応する等、後見事業は後見事業で法人後見がやるにしても、相談業務だったりあるいは先ほど言った借金があるとかいろいろなことは、基幹相談支援センターがやっていけばいいんだと思います。ただ高齢の方だとするとちょっと障がい者の方にはならないので、その辺のところのシステムとして、全部が法人後見で背負っていくのは違うのではないかと、最初の入り口としては相談を受けるのがいいと思います。後見業務だけだとすればいっぱいいいにはならないのではないかと。もう少し整理をして、その問題については障害のことしか分からないので申し訳ないです。障がいの方は基幹相談支援センターができるってということで、ある程度の対応ができるんじゃないかなと思います。ここでも精神障害の人

は2人だけということなので、主には認知症の高齢の方が多いと思うのですが、その対策みたいなことが、人を増やせばいいという解決策のみではなくて、この問題を少し整理をすることで人を増やさなくてもできる方法があるのではないかと考えています。

会 長 私も以前投げかけたのですが、副会長がそのような余裕はないと答えられたんですが、やはり社会福祉協議会以外の法人後見をどこかで体制を組まないと、多分10年後を見据えると当然後見人不足が生じてくる。市民後見人は全国どこ見ても増えない。もう頭打ちですね。そうすると社会福祉法人や医療法人が連携してNPO法人を立ち上げてやっていく体制です。その法人が直接自分のところの利用者を後見することは利益相反のためできないので、そこはワンクッション置く場合にNPO法人を連合で立ち上げる。法人が連携して立ち上げるという方策を作っていないと、多分10年後には法人後見はもう持たない。そこはぜひ市と社会福祉協議会が一緒になって法人に少し呼びかけていくことが必要ですね。あとはNPO法人で既に立川市とかでやってるところがいくつかあるので、そういうところとの調整で、青梅の方までエリアを伸ばしてくれないかという交渉ですね。このように先を見越していないと、多分大変なことに私はなると思います。

委 員 会長がお話されたような今後の展望につきまして、東京都であったり、国においてそういう方向性というか指針とありますが、現時点でありましたら教えていただければと思います。

会 長 全国的に法人後見を増やす動きは出てきてるんですけども、東京都はどういうふうに出しているか私もちょっと知らないんです。でも具体的には神奈川県の大和市の障がい者施設の法人がNPO法人作って後見を始めたというところが出てきていますので、ぜひその辺はやはり今後考えていかないと将来が非常に不安ですよね。

委 員 市として、法人後見を引き受ける法人を積極的に広げていこうという方向で今取り組んでいるのですか。それともまだそこまではいってないのですか。

事務局 審議会自体が昨年度から立ち上がって、その前は社会福祉協議会の方で、今の支援検討会議と同じ形で委託としてお願いしたところで議論して意見をいただいております。会長もおっしゃる通り、担い手については成年後見制度が一つのツールと含めていろんな形で支え手側を考えていかなければいけないと思います。先ほど副会長がおっしゃられました通り、社会福祉関係で人材不足というところもあります。そういったところも含め、今年度から青梅市においては重層的支援体制整備事業という、既存の事業も含めて連携していく事業も展開しています。障害の分野であれば基幹相談支援センターなども今後整備していきますので、こういった方たちの本人の意思尊重を支援できる体制を、法人後見の拡大も含め、考えていくというところで課題として捉えていきたいと考えています。

委 員 関連してすみません。例えば法人後見を増やしていくというスタンスであるとしたら、それを具体的なスキームのようなものを提案して説明をしていく、理解を図るという取組が出てくると思うんです。ただ漠然と法人後見が必要だと言ってもなかなか増えないのかなと思うので、今後増やしていこうという方向性があるようでしたら、そういったスキームの提示を一つの案としていただければ、理解が広がりやすいのかなと思います。

4 協議事項

(1) 令和5年度第3回成年後見制度利用促進審議会議事録について【資料2】

会 長 次の協議事項の(1) 令和5年度第3回成年後見制度利用促進審議会の議事録について事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局 資料2を確認ください。令和5年第3回の成年後見制度利用促進審議会の議事録になります。各委員の皆様にも修正意見等をいただき、その意見を反映したものを今年3月に各委員の皆様方に送信しています。追加で修正等がなければ、確定してホームページにアップしたいと考えていますがいかがでしょうか。

会 長 議事録になるそうです。ここを修正してほしいとかございますか。

事務局 再度修正したい箇所がございましたら、お手数ですが来週の水曜日までにメールの返信でも大丈夫ですので、事務局まで送っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(2) (仮称) 青梅市社会福祉審議会について【資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4】

会 長 (仮称) 青梅市社会福祉審議会について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 3-1 の右側、2 の地域共生社会推進会議の条例化についてを御覧いただければと思います。副会長、●●委員にも出席していただいております地域共生社会推進会議におきまして、前会長から、地域共生社会推進会議を条例化にもとづく審議会にすべきとの御意見をいただいております。これまでの経過も記載していますが、青梅市におきまして、福祉関係の計画を一体的に推進する観点から、地域福祉計画を検討していただく会議体の条例化を検討しましたが、各会議体の調整の他、議会による議決が必要であることから、まずは要綱設置の会議体である地域共生社会推進会議を設置することとし、計画策定後に再度検討することとしました。しかし、上位計画である地域福祉計画が要綱設置の会議体での審議会であるのに対し、高齢介護や成年後見制度の利用促進基本計画は、条例にもとづき設置した会議体での審議となっております。なお、都道府県、政令指定都市および中核市は、社会福祉法の規定により社会福祉審議会を設置する必要がある一方、青梅市のような一般市におきましては、社会福祉法の規定による審議会の設置とはなりません。地方自治法の規定による市長の諮問答申機関としての審議会の設置は可能であります。参考までに特別区を含む一般市および町村のうち、審議会を設置している自治体は、北海道石狩市、兵庫県芦屋市および兵庫県三木市など、全国で 52 箇所となっております。

(2) の今後の方向性に記載がありますが、当市としては、令和 7 年度に地方自治法の規定による(仮称) 青梅市社会福祉審議会を条例にもとづき設置するとともに、現行の地域共生社会推進会議のほか、成年後見制度利用促進審議会、介護保険運営委員会、障がい者地域自立支援協議会およびこども子育て会議を廃止し、地域福祉部会、高齢者部会、障がい者部会およびこども部会の 4 つの専門部会に移行・設置する予定です。この方針につきましては、本年 5 月開催の地域共生社会推進会議において協議した結果、概ね了承を得たことから、各会議体において、部会の所掌事項および委員構成について御協議いただくこととしておりました。委員の選任等を考慮し、条例案を本年の 12 月市議会定例議会を目途に提出し、令和 7 年 4 月 1 日施行に向けて準備を進めていきます。なお、現在仮称としています社会福祉審議会の名称につきましては、地域共生社会推進会議の委員から、この仮称とせず検討すべきとの御意見や、助け合うという意味での共生という言葉を残すべきとの意見を踏まえ、9 月開催予定の地域共生社会推進会議で、条例素案とあわせて名称案を示せるよう、現在準備を進めております。会議体の審議会化につきましては、昨年度、会長、副会長をはじめ、他の会議体の正副会長による地域共生社会推進会議の臨時会で御協議いただき、了承を得ているところです。本日は審議会化に伴い、成年後見制度利用促進審議会を地域福祉部会に統合することについて、御意見等を頂戴できればと考えています。

資料 3-2 を御覧ください。移行した地域福祉部会、1 番目に審議会がありますが、2 番目の囲みの中で地域福祉部会がございます。この地域福祉部会におきましても、今の当審議会の所掌事項にあります成年後見制度の利用の促進に関することや、成年後見制度利用促進基本計画の策定、変更、進行進捗状況の把握、評価および見直しを含むこととしています。委員構成は、資料 3-3 を御覧いただければと思います。上には社会福祉審議会があり、二つ目の囲みの中で地域福祉部会がございますけれども、こちら現行の地域共生社会推進会議と成年後見制度利用促進審議会を合わせて 18 人以内とする構成を検討しているところです。

次の資料 3-4 も御覧いただければと思いますが、現在の会議体の委員定数および構成を示しております。地域共生社会推進会議は現行の定数 12 人に対し 10 人、成年後見制度利用促進審議会は現行定数 8 人

に対して8人の構成としており、両会議での委員になられている副会長および●●委員の重複する部分を除くと、定数で18人となっています。本来であれば成年後見制度の利用範囲を考えますと、例えば裁判所とか、金融機関とかの委員も含めるべきという考えもあるかと思いますが、このようにお示ししておる案で考えています。説明は以上となりますが、御協議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただいまの説明で御質問や御意見いただきたいと思います。

副会長 他のものはいいのですけど、こどもの問題が計画年度が違うと言われていて、例えば次年度一本化するところで問題がなく決めればいいのか分かりませんが、去年までの説明だと、こども部会だけが少しずれて、計画年度となっているからという話があったのですが調整はどうなっているのでしょうか。

事務局 こどもに関しましては、昨年、地域共生社会推進会議でも成年後見制度の計画も含めて地域福祉総合計画をまとめたところですが、こどもの計画がない、こどもに関することが入ってないと質疑や御意見をいただいております。地域福祉計画の中にもこどもの計画に含まれる部分もあったところですが。こども計画自体は、現行の子ども子育て審議会がございまして、計画年度が1年ずれていまして来年度からの計画ということで策定しているところです。そちらについても今後の審議会のことも含めまして、説明させていただいて、ゆくゆく統合して一体的に審議していくことで了承を得ていく必要がございます。また、令和8年度の間見直しにおいて、令和9年度からの部分についてこどものことを合体するということを計画しています。また皆様からも御意見いただきながら、こどものことを含めて一体的に取り組んでいければと考えているところです。

副会長 ということは次年度は特に問題なく、一体になることは1年間ずらすことで次年度その計画をすることで、ある程度問題なく進むということでしょうか。

事務局 今の青梅市の地域福祉総合計画はもうまとまっていますので、こどもの計画をすぐにすり直して合本するというわけにはなかなかいかないかと思いますが、一体的に取り組んでいくということで8年度にはこどもの計画も含めた中間見直しができるようにということで、この資料3-1の左側にも合本化について、いろいろ検討した結果がありますけれども、これに沿っていくということです。地域福祉総合計画については今年度からスタートしまして6か年の計画ということで令和11年度までの計画としています。令和7年度からのこども計画につきましては、実際に地域福祉総合計画として合本化するのは令和12年度以降ということになるかと思いますが、うまく連携できるように策定してまいります。

委 員 地域福祉部会に統合していくということなんですが、現在の成年後見制度利用促進審議会は、その中にその一部として統合されていくということだと思うのですが、それでは地域福祉部会では具体的にどのような問題が扱われていくのか総括的な説明をしていただければと思います。

事務局 資料の3-2を御覧ください。先ほど審議会の所掌事項含めて、地域福祉部会に成年後見制度の部分の所掌事項が入りますという説明をさせていただきましたが、上から二つ目の地域福祉部会の中の所掌事項を御覧いただければと思います。地域共生社会推進会議自体は、重層的支援体制や再犯防止等を含めた地域福祉計画を策定するに特化した協議会でございました。それも含めてPDCAの進捗状況の把握や、評価見直しなどが地域共生社会推進会議の主な役割でした。また、成年後見制度利用促進審議会につきましても、成年後見制度にかかるPDCAを含めた基本計画の策定、あとは先ほどの法人後見のあり方等、利用の促進について御議論いただく場として設置しているものです。成年後見制度自体も、その他の制度と一体的にいろいろと取り組んでいかなくてはいけないところです。地域福祉部会と一体化し、合わせて御議論いただこうと考えているところでございます。

会 長 間違えてはいけないことは、計画年次は改めることは難しいということですね。高齢と障害はここで改定したところがこの4月からスタートしてますから、こどもの計画は来年スタートするので、そこは国が示す計画改定の指針がありますので、それに応じて市町村は作らざるを得ないので、どうしても計画の年次がずれてくる。これはしょうがないかなと。国が変えてくれないと変わらないっていうことですね。

委員 各部会の所掌事項がこのように整理されることは理解はしました。先ほどの成年後見活用あんしん生活創造事業の中で社会福祉協議会の法人後見の受任状況を見ると、認知症高齢者とか精神障がい者がいますが、部会の名称ということになるかもしれませんが高齢者部会とか障がい者部会に関連しそうな感じがして、各部会との連携はどう考えているのですか。

事務局 今までは高齢なら介護保険計画や高齢者保健福祉計画、障害であれば障害の計画ということで縦割りの福祉計画をそれぞれで立てておりました。それを成年後見であっても属性については高齢者もあり障がい者もあるため、横串を刺していく必要が求められているところです。本日お示ししておりませんでした、その審議会の委員のメンバーに、それぞれの部会の現在の正副部会長が審議会に入る形を考えています。横の連携というのはまず審議会の中で議論されて、専門的なところはそれぞれの部会で審議することを今想定しているところであります。

副会長 国の審議会と言ったらいいのか、見直しの審議会では厚生労働省と法務省と三つ程度出てるんですけど、厚生労働省の部分しかまだ目が通せていないのですが、現在社会福祉協議会で行っている地域福祉権利擁護事業ですかね、日常生活自立支援事業に名称は昔に変わっているのですが、これとの連動・連携をしていく形での成年後見事業をやってみたらどうかと厚生労働省の提案の中には入っていたのです。今は日常生活自立支援事業は社会福祉協議会でやっていると思うのですが、国はそうに考えてみたいんですけど、そのことは項目としては入っていないのでどう考えているのでしょうか。

事務局 国の方でも、成年後見だけに限らず社会福祉関係に関する事項を協議をしまして、例えば孤独・孤立の関係ですとか社会福祉に関わるものは、市町村でも作るのは努力義務というふうにされていますが、既存のもので対応していないものとかも含めまして、基本的な審議会自体が社会福祉法という社会福祉審議会ですので、福祉に関する基本的な事項についてはここでまず調査・審議するというのが所掌事項です。今までの部会の中でも所掌事項になっていないものがあれば、まず審議会ですべて的に御審議をいただいて、専門的なところについてはそれぞれ想定している4つの部会の中で審議いただく形です。基本的には地域福祉部会については他の部会に属さないようなものについても議論いただく必要があるかなと思いますけども、この4つ以外にも今後何か想定できてないものがあれば部会を増やすなどの対応を図ることも考えております。まとめますと、基本的にはまず審議会の本体の方で御審議いただき、細かい専門的なところは部会の方で御審議いただくことを想定しています。

会長 社会福祉協議会がやっている日常生活自立支援事業までは、市で所掌事務に入れていく考えはなくてもいいのかなと。現状で連携をとれてるんですよ。先ほどの成年後見活用あんしん生活創造事業の報告で細かい事例でもありますけど、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は、判断能力を完全に失うと対象にならないですよ。そうすると成年後見に移行するということで、それは日常的にシステムとしてそうしていますから特に考えなくてもいいのかなと思います。

副会長 現状でもこの日常生活自立支援事業の対象者だった人が、法人後見の方に移ってこられるみたいなことが書かれてたような気がします。主なお客さんと言ったらいいのか、そういう感じに分かれており国の方の政策もそうだったので、分離して考えて社会福祉協議会にそこは委託してるので私達は考えなくていいのか、今後の課題かもしれませんが、地域での生活がだんだん困難になったり、自分で意思決定が難しくなってきたというようなところで、そこを地権事業で補助しているのだと思いますけど、完全に難しくなると、もちろん後見制度の方に移っていくってことです。基本的に今回のところでは、今後入ってくるかもしれませんが、今は社会福祉協議会に委託している事業というふうに考えていくということでしょうかね。私もちょっとごめんなさい、完全に分かっていなくて申し訳ないんですけど。

会長 日常生活自立支援事業は市が社会福祉協議会に委託しているわけではなくて、社会福祉協議会の独自の事業ですね。

事務局 国の事業で、それが各都道府県に降りてきて、各都道府県が各都道府県の社会福祉協議会に降ろして、

各都道府県の社会福祉協議会が各市区町村の、青梅市ですとか羽村市とかそういう地域の社会福祉協議会に降ろしてきています。

副会長 少し流れが違うんですね。

会長 そうですね。私が少し気になったことで、審議会の委員に家庭裁判所の調査官も入れるかどうかというところについて少し説明がありましたけど、そうするとどんどん人数が増えるんじゃないかな。例えば再犯防止計画でも保護観察所入れるのか。そこまで考えてると広がり過ぎてしまうので、そこまで幅は広げなくても私はいいのかなと思うんですよね。再犯防止計画は保護司さんがメンバーに入ればいいかなというふうには思います。

事務局 補足というか、社会保障制度も含めて、委員を広げると際限なくメンバーが広がって、実情を申し上げますと委員の日程調整から含めて大変なことになってしまいます。そのようなことを含めまして、基本的なコアなメンバーということで委員の方は選任して、個別具体的にどうしても必要なものであれば、臨時委員で対応できるかと思います。先ほどおっしゃられた再犯防止の関係も、地域共生社会推進会議の中で肩書は書いておりませんが、地域団体の代表者の●●委員が保護司で入っていますので、昨年も再犯防止の関係は、意見をいただいたところでございます。

会長 必要あれば臨時委員を入れるっていう方向でいいんじゃないでしょうか。

委員 地域福祉部会の取り扱う所掌事項をみると、要はまちづくり計画みたいな役割を今後果たしていくのかなと思います。成年後見制度の審議会からみると、守備範囲が広がったなという感じがするのですが、委員構成については、のちのち課題を取り扱っていく中で、多分変化していくと思います。なかなか大変な部会になるのかなと、守備範囲が大きくなるのかなという意見です。

会長 他にはどうでしょう

委員 つまらない質問です。今私どもの法人で、フードバンク青梅というものをつくりまして、今のところはフードドライブをしていただける団体から寄贈されたものを私どもが取りまとめ、それを具体的に配っていた。フードパントリーを行っているNPO法人等に流していくような、中継基地のような活動をしているのですが、そういった活動が地域福祉部会なんかで取り扱われていくと考えていいのですか。こどもでもないし、障がい者でもないし、高齢者でもないし。

会長 生活困窮者支援の枠組みだと思うんですよね。そうすると生活保護絡みのところで地域福祉部会のところに入ってしまうのかなというふうに思います。

委員 今後、まちづくりを支え合う社会を作っていくと、大変な部会になりますね。

事務局 地域福祉総合計画の中で、その中にもフードバンクのことや、こどもも含め、多世代交流とか、生活困窮も含めて、いろいろな分野が関わらざるを得ないというところであります。一つの部会だけでなく連携を図るという意味で、まずは基本的な審議会の方で横串を刺しますけども、主には地域福祉部会で議論いただく部分や対応もあるかと思いますが、それぞれふさわしい部会等で議論をしていただくようになろうかと考えています。

委員 この図を見ると、移行前の会議体の親会が青梅市地域共生社会推進会議ということですよ。その親会が青梅市社会福祉審議会になるようですが、その親会の仕事を見ると地域福祉部会に入っているの、要するに、高齢者部会、障がい者部会、こども部会に該当しないものは、全部地域福祉部会に入るという理解なんじゃないかな。

事務局 委員のおっしゃる通りのイメージです。社会福祉審議会自体では大枠というか横串を刺すような審議をいただいて、それぞれの部会、元々地域共生社会推進会議自体は地域福祉計画を作ることがメインではあったのですが、やはり地域福祉計画自体がいろんな分野、属性に関わる部分があります。そういった役割の横串を刺す部分は社会福祉審議会の方で、細かいところについては計画も含めて地域福祉部会の方という役割分担かと思います。

副会長 ●●委員に聞きたいのですが、あらゆる生きにくさの中に虐待があると思うんですね。虐待防止というのは簡単なんですけど、虐待という問題、高齢も含めて先ほど出てきましたけども、それぞれ障がい者虐待、高齢者虐待、児童虐待と分けて考えることが多いのですが、この虐待で精神障害ということでもないのかどうかよく分からないのですが、そこからうつが発症したりする気配もあって、生きにくさの根底にあるものが虐待であるような感覚としては今持っているんですけど。●●委員の見解を少しお聞きしながら、虐待の問題は今言ったみたいに各部会に分けて考えることなのか、もう少し総合的に考えることなのか、この虐待という言葉が生きにくさに繋がっているのではないかなと今感じているのですけれどもどうでしょうね。

委員 精神科の領域では今すごく注目されてますね。元々は、例えばうつ病とか統合失調症とか解離性障害という病名がついてた方が、よくよく聞いてみると、こどもの頃に虐待があったんですね。そしてずっと引きずっていると。やはりそういうことがあったということで、小児期の虐待の問題を抜きにもう今精神鑑定なんかはできないぐらいに注目されてます。PTSDと言う心的外傷後ストレス障害は、元々は戦争のときのトラウマから出てきた概念ですけど、そういう大災害ですよ、一発の大災害の後引きずるのではなくて、要するに小児期の虐待の後数年引きずっていますよね。それがやはり青年になってから大きな影響を及ぼすということでも、ものすごく精神科で注目されてますね。また虐待の連鎖と言う言葉があるくらいで、結局その虐待を受けたこどもが親になってうまく子育てができないで虐待してしまうもの。だから高齢者の虐待というのも、虐待する方というのは、かつて自分自身が虐待的な体験があるかもしれないし、そのような目で見るともう本当に大きな点だと思います。

副会長 共通した流れの中で、虐待というのが生きにくさに大きく繋がっていくなということを痛感してるものですから、勤めてもらっていい子だと思っても、聞いたらずいぶんこどもの頃からの虐待を受けてきたということがあります。私は新宿でも事業をやってるんですけども、新宿でも同じ事例があって、そちらはオーバードーズしてしまいました。青梅の方はすぐ近くなんですけど、やはり電車に飛び込みたくなると言うから、すぐに病院に行くべきと言って受診してもらったり薬を飲むと少しは違うのですけど。さっき言った高齢者の虐待の問題も含めて、地域福祉なのかどうかよく分からないのだけでも、結構根深く青梅市の地域社会の中に、この虐待の問題、ネグレクトなんかも含めてですけどあるのかなと思うのですけど、これ各部会の所掌事項なんですかね。

会長 それはもともと地域福祉計画の国が定める策定指針の中に、高齢、障害、児童とか各分野に共通する事項を定めると書いてあるんです。だからまさに地域福祉計画です。

委員 虐待の問題は家族の中で解決ができないですね基本的に。それが簡単にできるのであれば多分虐待は起きてないでしょうすし。その辺はやはり地域で介入するしかない、行政の力も大きいと思います。

委員 虐待のケースに関わっていると●●委員もおっしゃったように、虐待者の方がですね、お母さんとかお父さんですね、過去に教育的虐待を受けていて暴力に関してすごく抵抗感が少なくなっていて、親が高齢者になり、生活共に力関係が低くなってきたというところで、逆に虐待を受けるという方のケースもたくさん見えています。また知的な部分で、お子さんとかが、なにかしら発達障害等を持っていらっしゃる方々で、お母さんお父さんの方でずっと見ていた方が高齢者になり、だいぶ判断能力が落ちてきて、一家全員が共倒れ状態になってしまうこともあります。そういったところに重層的に支援をしていくというところは、私達も一緒にやっていけたらなというところで、障害の方もですね、基幹相談支援センターができるということで、地域包括支援センターとしてはかなり連携を取りやすくなるのかなと。先ほどの社会福祉審議会の部会のところなんですけど、地域福祉コーディネーターがこれから始まって、いろいろな世代の方の取りまとめという形で、それこそフードバンクの話も全世代にありますけど、いろいろな地域資源をですね、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターは幅広い世代の方から、こんな事例があるんですねという話を情報収集してるのですけども、やはり高齢者の方が専門になってしまっていて、障害の方

とか、こどもさんとか情報収集がなかなかうまくいかないもので、そういったところをお願いしたり地域福祉コーディネーターの方と連携していきたいなというところです。あとこの部会については社会福祉協議会がこういった形のものを請け負っていくと思うのですが、事務局として入られるのか、それとも何かしらの部会のところに入っていたらいいのでしょうか。

事務局 地域包括支援センターでは生活支援コーディネーターという高齢者専門で今まで取り組んでいただいています。一方、今年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しており、社会福祉協議会の方に地域福祉コーディネーターを委託配置して進めています。まさに地域福祉コーディネーターについては属性を問わず、包括的な支援を行う担い手であります。当然ながら生活支援コーディネーターさんと、また障害の分野の方ともいろいろと今後、基幹相談支援センターもできますので連携も当然必要になってくると思います。

この部会のイメージではありますが、社会福祉協議会がここに入ってくるかどうかというところではありますが、社会福祉協議会は実際の担い手でありますので、こちらの審議会とか部会についてはそのあり方を御審議いただければというところでもあります。社会福祉協議会の職員が入ってはいけないということではないかと思いますが、それは委員の選任の中で考えていこうと思います。基本的には審議会については成年後見制度利用促進審議会の皆さんのように、知見を持っていらっしゃる方々を選任させていただいて参画いただくようになります。●●委員さんみたいな地域包括支援センターの最前線でやっていただいている方、知見や知識を持っていらっしゃる方を選任させていただくということを考えています。社会福祉協議会が実際にこの審議会の地域福祉部会とかで入ってくるかどうか、現在地域共生社会推進会議の中でも、我々と同じ事務局側として、御説明させていただく側として入っていただいているということがありますので、今後検討はしていきたいと考えています。

会長 こうした部会に特に社会福祉協議会の職員が参加するというのは、事務局側として参加するという形でですね。社会福祉協議会の会長が部会の委員メンバーとして参加する分にはいいわけですね。

他にないようでしたら、一応皆さんの中で、この成年後見制度利用促進審議会が、新たな（仮称）青梅市社会福祉審議会の地域福祉部会に移行するということで了解いただけますか。

それでは、次第のその他になりますけれども、委員の皆様や事務局から何かあればお願いします。

事務局 お手元にお配りした資料の青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱を御覧ください。こちらは成年後見人に対する報酬を助成するための要綱でございます。国も成年後見制度に関する予算を増やしている中で、青梅市についても今後の成年後見人に対する報酬の助成について考えるところです。要綱の第2項の対象者という欄を御覧ください。こちら第1号および第2号、第3号がありますが、第1号はいわゆる生活保護の受給者という形になっています。この1号については、他の自治体の要綱にも明記されることが多く、被成年後見人には当然保護受給者もおりまして、保護受給者は報酬を成年後見人に払うことが難しい方が多いので対象としています。

次に第2号についてでございます。成年後見人等の報酬費用を当該者の属する世帯の収入および資産から控除した後の額が、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者と明記されていますが、要約すると現在は生活保護ではないですけども、成年後見人に報酬を払うと生活保護相当になってしまう方ということを意味しています。この生活保護でない方の後見人から報酬の助成の申請があった場合、報酬助成の額や、今持っている資産の額が分かる通帳等を全て御提出いただきまして、それをもとに生活保護の担当である生活福祉課で申請者の最低生活費が、要綱に記載されている収入および資産の額と比較して対象として当てはまるかどうかを審査する必要があります。こちらは生活福祉課を通しますので、申請を受けてから決定までそれなりに時間を要してしまうということ、また生活保護の詳細な計算が必要な関係で、例えば時間をかけて申請する準備しても対象者になるかどうか申請しないと分からないという形になっています。この第2号につきまして、他自治体も様々な標記となっており、例えば近

隣の福生市やあきる野市においては青梅市とほぼ同じ内容、生活保護に準ずる方という意味合いの要綱となってるところが多いですけども、例えば八王子市や立川市、また今年から武蔵村山市は今まで青梅市と同じような書き方の要綱だったのですが、明確に生活保護でない方については、資産が何十万円以下という形の表記にしているところもございまして、申請するときには非常に分かりやすい形にしている自治体もございます。現に成年後見人の方から話を伺う機会があった際に、青梅市ないし西多摩地区はなかなか成年後見報酬助成の対象者の間口が狭いため受け手が少ないという現状があるという話を聞いたことがあります。このような現状から、要綱の内容と今後の後見人に対する報酬助成のあり方について御意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

副会長 私も障がい者のことしか分かりませんが、障害年金というのが1級年金と2級年金ってありまして、大体のところですね、2級年金は月6万6,000円。1級年金で8万2,000円ぐらいなんですけど、障がい者の福祉はこの年金の中で基本回るようになっており、それ以外の補助金も入って6万6,000円の人であっても、施設で暮らすというようなことになればその中でも生活ができる。あるいはグループホームで暮らすというときにも、プラスアルファの家賃補助等が乗っかることで、やっていけるというふうなことで生活保護を申請しないでやっていけるんですけど、ここに後見人が家族ではなくて第三者後見人とか市民後見人が入ってくると、ここで2万円とか3万円払うと、6万6,000円で3万もっていかれると半分になるということで、もう暮らせなくなるということは間違いないんですよね。そういう場合にはこういう制度が生きるということであれば、後見制度で後見人に払うものがなければ、今ギリギリ回るような仕組みになってるのですが、払うと回らなくなる人については、表現としてはこういうことになるのかなって私は思うのですが。分かりにくいって言われると分かりにくいんだけど、基本的には障害を持った人たちが、もちろん資産持っていれば別ですけど、持っていなければこれでやってもらわないと、後見人をつけられないというふうにするので、表現としては難しいのだけどこれでいくしかないのかなというふうに分かる立場で言うとしたらそういう考えです。高齢の方は厚生年金であれば大丈夫だと思うんですけど、国民年金だけみたいな人については、それも半分しかないみたいな人もいますからね、そういう人は生活保護なしでやってるんですかね特養特別養護老人ホームに入る時も。

会長 いわゆる基礎年金のみ受給者ということですね。

委員 入る時は特に生活保護基準じゃなくても入れますね。その後に報酬助成は生活保護になってからも出るので、そういった形でやられる方もいらっしゃるし、今ここははっきりこう書いてあるので多分資産持ちの方もいらっしゃるのかなと思います。包括でもその基準をもう少しよく読んで、この人は無理だねではなくて、きちんと相談をしてもらわなくてはいけないと思います。

委員 収入および資産から控除した後の額という表記がちょっとよく分からなくて、生活保護の方はほとんど資産がないですよね。だから収入から控除した額が下回り、かつ資産がこれぐらい以下という方が分かりやすいのですが、収入および資産から控除となると、その辺どう判断するのかちょっと分かりづらいなと思うんですけどね。収入はほとんどないけど資産はしっかりあるからそれを使っていけばいいという人の場合は控除は分かりづらいかなと思います。

事務局 まず生活保護の方は特に収入資産の部分ではなくて、生活保護ということで報酬助成の対象になります。その下の第2号、こちらの部分で結構他自治体が前までは同じような表現だったところがこれだと間口が狭い、この書き方だといわゆるギリギリ生活保護にならないレベル、本当にちょっとの差で生活保護にならない方を対象としてるのですが、資産何十万円以下ときっぱりそういった形でやっている自治体もあって、そうすると確かに申請する側としても審査する側としても受けやすくなるかなと考えているところなんです。

委員 資産何十万円以下であっても、収入がたくさんあって、使ってしまに残りませんでしたので申請するというじゃないですよね。

事務局 そうですね。

委 員 きちんと収入を得ているから対象にならないということですね。

事務局 はい。

委 員 私はこれを初めて拝見させていただいたのですが、冒頭で利用状況の説明がありましたが、市長申立てですね、具体的な補助がありますということは、具体的には施設にいらっしゃる方とか、問題はあと思うんですけども、その他の本当に成年後見制度利用促進という点では、使いたってという方は、資産がなくても利用する頻度というものは増えるので、こういうものが更に周知していくといいですね。市長申立てだけでなくね。後見制度全体が周知されると思います。

副会長 さっきの法人後見についてはこの青梅市成年後見制度利用支援事業と関係がしてくるのですか。してこないのですか。何を言いたいかというと、本当にお金がなくても後見を受けなければいけない人は、法人後見で対応してもいいのではないかなと思ったりしてるんですよ。それについては市からお金が出る、これは二重のやり方と言ったらいいのか、これで司法書士さんとが後見人をされたときに、それに乗ってもいいですよっていう、そしたら市がお金がない人については保障しましょうと、二重の支えになっていくのでもいいことだとは思いますが、それでいくのか、私はもう本当にお金なくて、後見を受けなければいけない人は法人後見で対応するのが一番いいんじゃないかなと思っていました。その辺は法人後見だけではどうしても足りないという時には、どちらかというとな法人後見がメインで、それ以外のところで本当にお金がないという人はこの支援事業を使っていくという考え方の理解でよろしいですか。

会 長 法人後見の役割はそれだけではないですよ。非常に複雑なケースで、弁護士さんか司法書士さんではとてもやはり対応できない。だから法人後見をやる場合には、その法人という組織に複数職員がいるわけで、その職員の人たちが定期的に関わる。場合によってはローテーションして変えたり、そういう意味では法人後見の役割というのは組織として後見するという部分に大事な役割があるかなと。

副会長 では、こちらの支援事業は基本お金がないというところで支払う根拠というか、資力がないというところに対応していくというふうに考えればいいということですか。

会 長 そうですね。実際、法人後見の社会福祉協議会も後見報酬をもらえば、ある意味では先ほどの収入になりますから。

事務局 昨年もしろいろ話し合って、弁護士の方がいわゆる後見人になる場合でも、例えば言い方が正しいか分かりませんが、数で何とかカバーするとか、報酬をとれないということも多々あるような話もあったかと思います。まず後見人の担い手側について誰がふさわしいかということにつきましては、親族であれば御家族等が後見されるかという方法もあるかと思いますが、市民後見人も今後増えていけばよいということもあります。現状としましては、社会福祉協議会で支援検討会議おうめで、誰がふさわしいか検討いただきながら、例えば社会福祉士の方とか、専門的な法律の知識を持つ弁護士の方に後見人をしていただいたり振り分けをしています。被後見人の資産の有無もありますけども、まずは後見人が誰がふさわしいかというのを選任していただいて、結果的に資産の有無でこの費用報酬の助成をするという支援については市が設けている制度で対応していくことになろうかとは思っています。

委 員 そういう補助があると思うんですけども、これから特に障がい者の方とか認知症の方が成年後見制度を利用していくのかなという予測がされる中で、今後そういう助成制度というのが広がるとしたら、金銭がやはりネックになると思うんですけども、そこで行政の負担が増えたりとかですね、財政的な圧迫というのはありますが、●●委員がおっしゃってましたけども、10年後とかに手続の状況でサポートしたいけど財政的にちょっと難しいとかね、そういうものも見えてくるのかなと。そういう状況が予測される中では、副会長がおっしゃったような法人後見を使うようなことも絡めて検討していくことが、財政的にも本人の利用促進という点でも検討が必要なのかなと。

事務局 法人後見も社会福祉協議会へお願いしてる中で、社会福祉協議会のキャパシティというのものもあるかと思

います。会長からも昨年来御提案いただいておりますNPO法人なども今後検討をしていかなくてはいけないかなと考えています。よりふさわしいあり方というのも含めて、また皆さんから意見をいただきながら検討していきたいと考えています。

会 長 副会長がおっしゃるとおり、市民後見人の養成に関しては、やはりそれなりに費用かかっているんですよ。だから市民後見人は、報酬を辞退するというのが他の自治体はたくさんあります。だから本当に生活に困ってる人は、むしろ市民後見人がつくると報酬の支払いが生じない可能性がありますね。

副会長 以前も言ったかもしれないけれど、市民後見人の養成は青梅市だけでやることは難しいと思っているんですよ。東京都あたりが養成のお金を出して講座を設けて、年1回とか2回希望した方を立川あたりに行って受講するとか。今だったらZOOMでもいけるのかもしれませんが、そういうことが市だけではなく、もう東京都レベルで考えてもらわないと市民後見人の養成は難しいなと思います。誰がどう教えるのか分からないですが、50時間の講座を受けることは大変ですよ。これはもう市のレベルではなくて東京都あたりに要望した方がいいですね。宣伝くらいはできるかもしれませんが。

会 長 それか多摩地域の複数の自治体が協力してやるかですね。

副会長 そうですね。

会 長 座学だけじゃなくて、社会福祉協議会の実習も必要になるかなと。それではこれで本日の会議を終了するというところでよろしいでしょうか。

事務局 次回の日程であります、当初は年4回を予定していました。ただ、第1回が上半期終わりの開催になってしまったところで、引き続き審議会化につきましては本年の12月議会の上程を目指しています。その前にもう1回その条例案をお示ししたいと考えています。実際に地域共生社会の推進会議自体に素案を示すのが来月となっています。まずは、それぞれ新しい部会となるところの今の会議体にお話するという意味で今日開かせていただいたということになります。ですので、次回については未定ではございますが、必要に応じて、案内をさせていただいて日程調整をさせていただければと思います。年内には1回開きたいとは考えています。

会 長 それではこれで本日の会議を終わりにさせていただきます。